

東日本大震災「児童館活動支援募金」支援金配分事業／募集要項(平成25年度第2回)

この募金は東日本大震災発生後から全国の児童館関係者、子どもたち、市民の方々が被災地の児童館・子どもたちを応援する気持ちを寄せていただいたものです。寄付者の意志を生かすため、下記の通り配分をおこないます。

1. 支援の対象(募金取扱規程第5条)

平成25年度第1回の配分を受けていない

- (1)被災地域の児童館、関係団体(児童館連絡協議会、児童館運営主体等)
- (2)避難児童・家庭を支援する児童館、児童館運営主体

2. 配分総額 400万円(1件20万円を上限とし、20件程度)

3. 内容

平成25年10月～平成26年3月までに実施する

- (1)子どもたちに直接的に提供するプログラムの実施費用

例：子どもたち向けプログラム

(スポーツ、アート、交流行事、遠足など)

仮設住宅での移動児童館事業

子どもたちによる復興にかかわるボランティア活動

(復興イベント、仮設住宅への訪問活動など) 等

- (2)県外等で避難している児童・家庭を支援するプログラム費用

例：福島から避難している保護者と子どもの支援事業 等

平成25年度第1回の配分内容は、  
<http://www.jidoukan.or.jp/project/bokin.html> からご覧ください。  
子どもたちに直接的に還元され、募金を有効に活かせる企画を期待しています。

4. 対象とならない経費

募金の趣旨に鑑み、児童館等職員の給料・研修会開催費用などは基本的に対象としません。また、被災地外に所在する団体が主催する保養プログラムは対象外とします。

5. 方法(募金取扱規程第6条)

以下の手順で支援金をお渡しいたします。

- (1)事務局へ申込書をFAXあるいはメールにて送る

締め切り：2013年9月10日(火)12時必着

- (2)審査委員会(主催二団体、外部委員)にて審査(募金趣旨への合致性と効果性から審査します)

9月中に決定団体に結果を通知し、ホームページで公表します

- (3)振込等により送金

- (4)受領書を事務局へ送付する

- (5)活動終了時・支援金使用后1ヶ月以内に、係る決算書・報告書を事務局へ提出する。事業実施ができない場合は返金いただきます。

平成 25 年度第 2 回 東日本大震災「児童館活動支援募金」支援申込書

施設・ 団体名			
担当者	(ふりがな )		
連絡先	〒 TEL : FAX: E-mail :		
希望額	万円 (1万円～20万円の間で1万円単位で記入してください)		
ニーズ や課題	下記活動実施の背景を記入してください		
対象	人数も概数で記入してください		
時期	年 月 日頃		
活動 内容	具体的に記入してください(予定で結構です)		
予算 (別紙添 付も可)	費目 (消耗品、旅費等)	内容(品名、単価等)	金額
			円
			円
			円
			円
			円